

ICT産業等拠点施設機能強化事業 に係るプロポーザル募集要領

那覇市経済観光部
商工農水課 産業政策グループ

令和7年7月9日

ICT産業等拠点施設機能強化事業に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 事業概要

(1) 業務名

ICT産業等拠点施設機能強化事業

(2) 業務の目的

平成15年度に供用開始された那覇市IT創造館（以下「IT創造館」という。）は、20年を経過し施設の老朽化が顕著となっている。併せて時代の変化に伴う多様なニーズに適切に対応するため、施設のハード及びソフト両面にわたる総合的な機能の見直しを図ることを目的として、令和7年3月に「那覇市IT創造館の今後の運営管理に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。本事業は当該基本計画に示されたコンセプトに基づき、具体的なプラン作成及び基本設計等を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

別添の仕様書及び特記仕様書（以下、「仕様書等」という。）の通りとする。

(4) 履行期間

契約日から令和8年3月27日（金）まで

2 見積上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 プロポーザルの参加者の構成

プロポーザルの参加者は、複数の企業等で構成する共同企業体とし、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 参加表明書類の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書を参加表明書類の提出時に添付できること。

(2) 構成員は、仕様書等の「コンセプトに基づくプラン作成業務」を主に担当する代表構成員と「基本設計業務」を主に担当する構成員の2者で構成すること。

5 参加資格要件

プロポーザルの参加資格要件は次の通りとし、代表構成員は(1)～(7)を、構成員は(7)を除くすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に本社、若しくは支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 租税を滞納していないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの期間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) 令和2年度(2020年度)から公募の開始日までに、公共施設の運営に関するプラン作成、行政計画等のニーズ調査もしくは計画策定支援に関する業務についての受託実績を有する者。
- (8) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者。
- (9) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する令和7・8年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で「建築関係建設コンサルタント」の業種に登録がある者。
- (10) 平成27年度(2015年度)から公募の開始日までに、延べ面積3,000㎡以上の公共施設の改修等に関する基本設計業務を元受で受託し完了した実績を有する者。
- (11) 業務開始時点において、別で定める仕様書等に記載する技術者を配置することができる者。また、本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行すること。

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとするものは、次の通り参加申請に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書等提出書（様式1）
 - ②参加表明書兼誓約書（様式2）

- ③共同企業体協定書（参考様式あり）
 - ④法人概要書(様式3)
 - ⑤類似業務実績調書(様式4)
 - ⑥管理技術者経歴書(様式5)
 - ⑦主任担当技術者（総合・電気・機械）経歴書(様式6)
 - ⑧定款又は寄付行為
 - ⑨履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。
 - ⑩直近の市町村税の完納(滞納が無いこと)を証明する書類※提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものに限る。
 - ⑪見積書(様式7)
 - ⑫見積明細書(様式任意)
 - ⑬企画提案書(様式任意) 別添「企画提案書等作成要領」により作成すること。
- ※④、⑤、⑧、⑨、⑩の書類は代表構成員、構成員それぞれ提出すること。

(2) 提出部数

提出書類の押印箇所には全て代表者印を押印し、①～⑬の順でインデックスを貼付、フラットファイル(縦)にファイリングの上で、正本1部、副本9部(複写可)、CD-R又はDVD-R 1枚(正本のPDFデータ)を提出すること。

(3) 提出期限・方法及び場所

ア 提出期限：令和7年8月5日(火) 17時

イ 提出場所：那覇市IT創造館 2階 管理事務室（〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番6号）

ウ 提出方法：直接持参又は書類郵送（必着）で提出すること。

※直接持参の場合は、受付は平日の午前9時から午後5時まで（土日、祝祭日及び午後0時から午後1時までを除く）

※郵送の場合は、郵便事故防止のため簡易書留や特定記録など記録の残る方法とし、期限に余裕をもって送付すること。

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

7 質問及び回答

本募集に関する質問は電子メールでのみ受け付けるものとし、電話では取り扱わない。

- (1) 質問方法：質問書（様式8）に質問事項を記入し、次のメールアドレス宛に電子メールで送信（件名を「ICT産業等拠点施設機能強化事業に関する質問」とすること）

E-mail： k-syou001@city.naha.lg.jp

- (2) 質問期限：令和7年7月18日(金)
- (3) 回答方法：令和7年7月23日(水)までに、本市公式ホームページにて、質問内容及び本市の回答を掲載する。

8 提案審査評価

(1) 審査の前提

前提として、次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・ 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合すること
- ・ 「5 参加資格要件」の要件に合致すること
- ・ 必要な書類がすべて提出されていること
- ・ 提出した内容に不備・記載もれ・虚偽がないこと
- ・ 提案見積金額が提案上限額を超えていないこと
- ・ 提案履行内容に実効性があり、著しく業務仕様と離れていないこと
- ・ その他、本事業に関する条件に違反していないこと

(2) 提案審査について

提案審査評価は、審査委員会（那覇市IT創造館運営審議会）において評価及び審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、優先交渉権者を選定する。応募が1者のみの場合においても審査委員会を開催し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。

応募者が多数の場合は、事前に一次審査（書類審査）を行い、二次審査の対象を決める場合がある。

(3) 評価項目等

審査は企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションを元に、全ての評価項目を点数化し、評価基準の優劣に応じて採点するものとする。

【配置予定技術者の資格】

別添特記仕様書第2章1 に示す資格要件を満たす技術者を配置したうえで、下記の評価を行う。該当する資格は提出書類の様式5及び様式6に記載すること。

評価項目		配点 (項目中の割合)
配置予定の技術者の資格	管理技術者	①専攻建築士（統括設計） ②技術士（建設部門：都市及び地方計画）
	主任担当技術者	○総合 ①専攻建築士（統括設計） ②技術士（建設部門：都市及び地方計画） ○電気 ①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③第一種電気工事士、その他 ○機械 ①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③空調調和衛生学会の設備士(衛生部門、空調部門)、 その他
	小計(全体に対する割合)	

※主任担当技術者（電気と機械）の分野を兼ねる場合は、主たる分野について評価する。

例：1人の主任担当技術者が電気と機械を兼ねる場合、電気4点、機械4点の計8点でなく、主たる分野について計4点の配点で評価する。

【企画提案】

評価項目		配点
業務実 施方針 及び手 法 (評価 にあっ ては 企画提 案書の 内容及 びプレ ゼンテ ーショ ンの結 果によ り総合 的に判 断を行 う。)	業務の理解度 及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性がみられる場合に優位に評価する。 10
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。 10
	評価テーマに 対する企画提 案 それぞれのテ ーマについて、そ の的確性（与条 件との整合がと れているか等）、 独創性（知見に 基づく独創的な 提案がされてい るか等）、実現性 （提案内容が理 論的に裏付けら れており、説得 力のある提案と なっているか 等）を考慮して 総合的に評価す る。	テーマ①「コンセプトに基づくプラン案」 ・基本計画で示されたコンセプトを実現するための具体的な活用プラン案 ・全体コンセプトや各フロアーの効果的な活用法 ・ICT 産業等拠点施設としての役割、情報通信関連産業をはじめ、その他産業や地域住民、地域社会にもたらす波及効果やその考え方 30
		テーマ②「施設の現状調査」 ・建物、内装、設備等の効果的な改修・修繕工事及び機能強化を実施するために重要視する観点や調査項目、手法等 20
		テーマ③「基本設計業務」 ・プラン案の実現に向け、その内容を踏まえた基本設計の提案 ・利用者が安全安心に利用できる施設の在り方 ・施設内の移動の容易さ回遊性、利便性 30
テーマ④「独自提案」 ・上記以外の有益かつ効果的な追加提案 10		
小計(全体に対する割合)		110点 (79%)
価格提案	業務費用について評価する。	10点 (7%)
合計		140点

9 優先交渉権者等決定までの流れ

参加者から提出を受けた企画提案書等を審査し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に、次に評価の高い者を次点交渉権者に選定する。

- (1) 順位を第1位とした審査委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした審査委員の数が次に多い応募者を次点交渉権者に選定する。次点者以降の選定についても同様とする。
- (2) (1)において、順位を第1位とした審査委員が同数の場合は、当該応募者の順位を第2位とした審査委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者とする。
- (3) 上記(2)の方法において、順位を2位とした審査委員の数が同数の場合、当該提案者の順位を1位とした審査委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 上記(1)～(3)の方法においても、優先交渉権者が定まらない場合は、審査委員の合議により選定するものとする。
- (5) (1)～(4)にかかわらず、「業務実施方針及び手法」の合計点(110点満点)について、審査委員の採点の平均点が66点未満の場合、選外とする。応募者が1者の場合もこれに準ずる。ただし、審査委員の内、下記表に定める審査委員が6割以上の評価を行った場合には、選外とはしない。

審査委員数	6人	5人	4人
6割以上の人数	4人	3人	3人

10 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、優先交渉権者名及び次点交渉権者名について、すべての参加者へ審査結果を通知し、本市公式ホームページにて公表する。優先交渉権者名及び次点交渉権者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。

11 契約締結に向けての協議

優先交渉権者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

12 契約に関する基本事項

- (1) 契約期間は契約締結日から令和8年3月27日(金)までとする。
- (2) 契約締結にあたっての主な留意事項
ア 受託経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

イ 本事業における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、受託者が自ら実施するものとする。その他、再委託を必要とする業務については、事前に本市の承認を要件とする。

13 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 公募期間 | 令和7年7月9日(水)から8月5日(火) |
| (2) 質問受付期間 | 令和7年7月9日(水)から7月18日(金) |
| (3) 質問への回答日 | 令和7年7月23日(水)までに |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年8月5日(火) |
| (5) プロポーザル（プレゼン）審査 | 令和7年8月12日(火) |
| (6) 審査結果通知予定日 | 令和7年8月下旬 |
| (7) 契約予定日 | 令和7年8月下旬 |

14 その他

- (1) 説明会は実施しない。企画提案書等は基本計画及び募集要領、仕様書等を熟読の上で作成し、応募すること。
- (2) 企画提案書等に関連する事項については後日ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。
- (5) 募集にあたり、募集要領及び仕様書等の変更がある場合には本市公式ホームページ等で周知するため、確認すること。
- (6) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

以上